



企業に求められる自然資本を巡る情報開示と行動変容

—資金の流れをネイチャーポジティブな方向に—

2022/12

三井物産戦略研究所
産業情報部産業企画室
天木美波

Summary

- 近年、世界的に生物多様性・自然資本の問題に対する議論が活発化し、資金の流れをネイチャーポジティブ（生物多様性の損失や自然環境劣化を食い止め、回復・再生させること）へ転換することが重要視されつつある。
- そうした状況下、企業は生物多様性・自然資本関連の情報開示や行動変容をよりいっそう求められる可能性がある。
- この動きは、自然資本に直接的に関係する農林水産業や鉱業だけでなく全企業が対象になるだろう。企業は自社の事業活動において、想定される自然資本への悪影響を軽減・改善するための検討を開始する必要がある。

1. はじめに

2022年4月のレポート¹で、生物多様性についての議論の変遷・基本的事項（初期は遺伝資源についての議論が先行して、2010年代には議論自体が停滞、近年では生物多様性と気候変動を一体化することで再び活性化したこと）に触れた。本稿では、今年から来年にかけて予定されている、生物多様性の世界目標であるポスト2020生物多様性枠組み（GBF）の策定や、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）における企業の情報開示枠組みの最終提言、GBFを踏まえた日本の次期生物多様性国家戦略の策定等、活発化する生物多様性・自然資本の直近の議論と、それを受け、金融機関をはじめとするさまざまな企業が行っている取り組みについて纏めた上で、産業や企業に及ぶ影響について考察する。

2. 生物多様性・自然資本を巡る国際動向

2-1. 生物多様性・自然資本の概要

生物多様性とは、動物相や植物相（特定の地域に生息する動物・植物の種類組成）がバランスを保っている状態を指し、自然資本の一部である。自然資本は経済学の資本（ストック）の概念を生物多様性、水、土壌、大気等の自然全般へ拡張した考え方であり、企業は自然からもたらされるさまざまな便益（フロー）を活用することで事業活動を行っている。

¹ 生物多様性を巡る金融機関の役割—企業行動の変容を促す融資制限、影響は幅広い産業へ—

気候変動問題においては、二酸化炭素の吸収源として森林保全が重要視されている。生物多様性においても、森林の減少によって野性生物の生息地が奪われる問題が深刻化しており、森林保全は重要である。生物多様性を含む自然資本は減少傾向にあり、それは企業の持続可能性を揺るがす。世界経済フォーラムでは、生物多様性の喪失を気候変動、異常気象に次ぐ深刻なリスクと認識している。

2-2. 生物多様性・自然資本を巡り活発化する議論および各国政府の動向

2021年11月のCOP26（国連気候変動枠組条約第26回締約国会議）で採択されたグラスゴー気候合意でも、気候変動と生物多様性の損失について、「相互に結びついた世界全体の危機」との指摘があり、両者一体の問題として注目されている。

2022年12月開催のCOP15（国連生物多様性条約第15回締約国会議）における生物多様性の世界目標であるGBF策定を始め、各国・地域でも自然資本関連の議論が活発化している。EUは2022年6月、EUの陸域と海域全体の生態系を回復することを目的とした自然再生法（Nature Restoration Law）案を発表した。また、2022年9月の国連総会のサイドイベントで各国・地域が発表した生物多様性関連の新しいイニシアチブには、ドイツ政府による生物多様性保全のための資金の大幅増額、EUを含む16の国・地域による「Political Vision：The 10 Point Plan for Financing Biodiversity」への署名等、資金の流れをネイチャーポジティブな方向に転換することが含まれている。

2022年8月に米国政府が発表した国家戦略草案には、自然資本を国家勘定に反映させるため、自然資本会計と環境経済統計の開発が含まれている。同国が保有する自然資源の量を数値化し、GDPと並ぶ経済指標として国の資源状況を測定する統計値の開発を計画している。日本でも、GBFを踏まえた上で次期生物多様性国家戦略が策定される予定となっており、COP15に伴う各国・地域の動向が注目される。

3. 生物多様性・自然資本を巡る金融機関の動向

3-1. 金融機関の役割

金融機関は、産業全体の資金の流れをコントロールする等、産業界への影響力を有している。気候変動対策においても、政府、投資家、NGO等の要請を受け、GHG高排出産業への投融資抑制を行ったり、多くの企業にGHG排出量を開示させて行動変容を促したり等、重要な役割を果たしてきた。

世界で資金の流れをネイチャーポジティブな方向へ転換することが重要視されつつあるが、自然資本への対応においても、気候変動対策と同様の役割を果たすことが想定される。

例えば、2-2で述べた米国が開発を計画している環境経済統計が、米国以外の国やTNFDの情報開示枠組みでも経済指標として採用されれば、各国は目標達成のための数値改善を行うべく、企業に対する情報開示・行動変容要請の動きを加速させることも考えられる。

その際に金融機関は、気候変動対策と同様に、企業に情報開示を要請し、融資制限等を行うことで行動

変容を促進することが想定される。

3-2. 金融機関の取り組み

金融機関は気候変動対策において、石炭火力発電等の高排出産業への融資制限や、2015年にG20財務省・中央銀行総裁会議の要請を受けて各国の公的機関や金融機関等で組成されたTCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）の枠組みに沿った情報開示等、GHG排出量削減に向けた企業行動の変容を促進してきた。

生物多様性を含む自然資本については、金融安定理事会（FSB）が指定するグローバルな金融システム上重要な銀行30行²の大多数が、特定の産業や事業への融資検討時に詳細なデューデリジェンスを実施し、悪影響を及ぼす事業活動には融資を制限することを表明している。特に、図表1に示した保護区や生物多様性に富んだ地域等が対象となる「土地利用変化」や「保護すべき地域での開発」については、直接的に関係する農林水産業や鉱業以外の企業がその地域や周辺で事業活動を行う場合や、取引先にそのような企業がある場合にも制限対象となる可能性があり、あらゆる産業に関係し得る。

図表1 世界の主要銀行の生物多様性・自然資本関連融資方針における制限対象事例

農林 水産業	土地利用変化	HCV（保護価値の高い）森林の農地への転換
		HCVやHCS（高炭素貯蔵）の土地または最近森林破壊された土地で製造された第一世代バイオ燃料の使用
	森林リスクコモディティ	在来熱帯林・原生林・一次熱帯林の伐採・転換による土地の開墾
		泥炭地等での農園開発・拡大
		UNESCO、ラムサール条約、IUCN等で保護特定された場所での農園開発・拡大
		アマゾンやセラードでの大豆栽培
火の使用	アマゾンやセラードでの牛肉生産	
	パーム油のプランテーション	
農業	焼き畑、焼却による土地の開墾	
	WHOによって1Aまたは1Bに分類された農薬の使用	
漁業	商業捕鯨	
	フカヒレ漁	
	流し網、深海底引き網、爆発物やシアン化物を使用する漁業	
動物福祉	毛皮製品の取引・製造	
	家畜用ケージ飼育	
鉱業	保護すべき地域での開発	北極圏での石油・ガスプロジェクト
		エクアドルのエスメラルダスやアマゾン等での石油プロジェクト
		ペルーのアマゾンでの石油・ガスプロジェクト
		アマゾン盆地の石油プロジェクト
	非在来型のプロジェクト	深海採鉱プロジェクト
		泥炭地開発
技術	欧州のシェールガス採掘・探査・更新	
	オイルサンド、タールサンド、超重質原油等の探査・生産	
	新規の石油・ガス・オイルサンド、炭化水素等のプロジェクト	
技術	非在来型石油・ガスの探査・開発、建設、拡張関連プロジェクト	
	河川または浅瀬の尾鉱処分	
	山頂除去（MTR）方式の炭鉱採掘	
		水圧破砕（フラッキング）

出所：各行開示情報から三井物産戦略研究所作成

今後は、世界的に活発化する議論を受け、融資制限やデューデリジェンスの対象拡大や厳格化も考えられ、自然資本を利用する全ての企業に対応が求められる。

²FSBが公表するGlobal Systemically Important Banks (G-SIBs) の2022年リストにある銀行30行（約8割が欧米銀行。国内メガバンク3行を含む）

4. 産業・企業への影響

4-1. 企業の取り組み

自然資本を回復させる法案の発表や、資金の流れをネイチャーポジティブな方向へ転換するという世界的な潮流を背景に、企業には損失を食い止めるだけでなく、回復へ向かわせるところまで求められつつある。中にはすでに、リスク管理の一環として、生物多様性に配慮した調達方針の策定、認証の取得等を実施する一方で、これをビジネス機会と捉えて保護に目を向けた製品・サービスの提供等の取り組みを開始している企業もある（図表2）。

図表2：大手企業の生物多様性・自然資本の保護に関連した取り組み事例

欧州	ネスレ（スイス）	代替肉・魚・卵、乳製品等の植物性ブランド食品の販売
	ユニリーバ（英国）	植物性食品の販売、藻類タンパク質を活用した加工食品の開発
	ロレアル（フランス）	水使用量を60%まで削減できるシャワーヘッドの開発
	テスコ（英国）	プライベートブランド（PB）の植物性食品の販売、植物性食品等を陳列したコーナー設置
米州	ペプシコ（米国）	植物性タンパク質のスナックや飲料の販売
	ウォルマート（米国）	オーガニック食品や環境に配慮した素材を使用した衣料品等、PB製品の販売
	スターバックス（米国）	植物性ミルクや植物肉を使用したメニューの提供
日本	ファーストリテイリング（日本）	加工工程の水使用量を最大99%削減する技術を活用したジーンズの販売
	イオン（日本）	環境に配慮したキッチン用品、オーガニック/植物由来食品等、サステナビリティに配慮したPB製品の販売

出所：各社開示情報から三井物産戦略研究所作成

また関連情報の開示においては、キリンホールディングスが2022年7月に、TNFDが2022年3月公表の草稿版で示したLEAPアプローチ（Locate, Evaluate, Assess, Prepare；自然関連リスク・機会を評価するアプローチ）を参考にした試行的な情報開示を「キリングroup環境報告書2022」で行った。同社はその中で、紅茶商品製造で依存度の高いスリランカ産茶葉が持続的に使用できない場合は商品コンセプトが成立しなくなるリスクや、ワインに関しては遊休荒廃地をブドウ畑にすることで良質な草原を創出する機会となり得ることを示している。

4-2. 今後の見通し

自然資本を巡り、世界で活発化する議論や各国の動向、金融機関の融資制限、TNFDによる情報開示枠組み策定の動き等から、今後、企業に対する関連情報の開示や行動変容を要請する動きが加速していく可能性がある。特に、図表1で示した世界の主要銀行による融資制限対象方針から、自然資本に直接的に関係する農林水産業や鉱業への要請が多くなるのは当然のことだが、事業活動に自然資本を利用しない企業はむしろ少なく、あらゆる企業が対応を迫られることになるだろう。

資金の流れをネイチャーポジティブな方向へ転換する世界的な潮流から、金融機関の融資制限等の動向を注視しつつ、企業は、自然資本の保全と回復、持続可能な消費と生産、気候変動対策等、全てを一体化

した自然環境への配慮が必要となる。

自然環境関連の情報開示枠組みが策定されれば、TNFD賛同企業は、関連するバリューチェーンを含め、自社の事業活動がどのような自然資源や生態系サービスに依存し、それらに影響を及ぼすかを特定した上で、自然関連のリスク、保全・再生機会に対する戦略を含めた情報の開示を求められることになる。さらに、社会的意識の高まりにより、TNFD賛同企業以外の企業にも開示を要求される可能性がある。また、将来的に自然資本会計や環境経済統計が各国で使用されるようになれば、国が企業に数値改善を要請することも想定される。

企業は、自然環境全般という対象の幅広さから、依存・影響範囲とリスクを特定し、保全・再生機会を検討するには時間を要し、対応事項も多くなる。自然資本には気候変動におけるGHG排出量のような単一の指標はないため、水の使用量や水・土壌の汚染度合い、動植物の絶滅危惧種や希少種の数等を指標とすることが考えられる。これらに注目したうえで、自社の事業活動において自然資本への悪影響が想定される場合にはどのように軽減・改善できるか、金融機関の融資制限対象やTNFD枠組み草案、他社の先行事例等を参考に、検討し始める必要があるだろう。

当レポートに掲載されているあらゆる内容は無断転載・複製を禁じます。当レポートは信頼できると思われる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び三井物産グループの統一した見解を示すものではありません。また、当レポートのご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社及び三井物産グループは一切責任を負いません。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。